

5佐々町監査委員公表第1号

行政監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和5年2月17日

佐々町監査委員 野口 末裕  
佐々町監査委員 永安 文男

# 監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査
2. 監査の対象 随意契約について（令和4年4月1日から令和4年12月31日までに締結された随意契約のうち7契約を抽出）
  - ①佐々町公会計財務書類作成等業務委託
  - ②農作業支援者育成・サポート体制構築事業
  - ③佐々町立図書館図書購入業務
  - ④佐々町公共施設の電力切替に係る電力供給契約
  - ⑤佐々町役場庁舎夜間・休日等管理業務
  - ⑥地域サロン事業
  - ⑦佐々町困り事相談事業
3. 監査の期間 令和5年2月8日（水）
4. 監査の方法 起案文書等の書類をもとに、随意契約の内容や理由、業務の状況、今後の方針等についてヒアリングを実施した。
5. 監査の着眼点
  - ①随意契約とした理由は適切か。
  - ②契約の締結内容は適正か。
  - ③契約金額の妥当性について
  - ④再委託、下請けがある場合、理由が明確か。
  - ⑤業務の実態について
  - ⑥今後の方針等について
6. 監査の結果  
事務処理について、法令や佐々町財務規則に基づき適正に処理され、執行されていた。継続事業については、毎年度、実績や状況を考慮し、内容の見直しなどを行い予算に反映されていた。
7. 指摘事項  
特になし。

## 8. その他改善事項等

### 対象②農作業支援者育成・サポート体制構築事業

予算については、引き続き毎年度、実績等を確認し次年度の予算に反映するよう努めること。

### 対象③佐々町立図書館図書購入業務

毎月の選書について、来館者のニーズを反映できるよう努めること。

### 対象④佐々町公共施設の電力切替に係る電力供給契約

市場や世界情勢など、見極めが困難ではあるが、ランニングコストに直結するので、引き続き今後の動向を注視すること。

### 対象⑦佐々町困り事相談事業

佐々町社会福祉協議会と町役場にそれぞれ困り事相談窓口(弁護士相談含む)が存在するので、内容が重複しないようにすみ分けをし、住民の方に混乱が生じないように、広く周知、案内に努めること。

## 9. まとめ

毎年継続して同一業者と随意契約している場合は、委託の有効性について検証をした上で、業務内容や業務の性質上困難な場合を除いて、改善の必要性を判断し、他業者と競争可能性についても検討されたい。